

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成6年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年9月まで
② 平成6年11月

申立期間①当時、住所をA県B市に移しており、自分自身で国民年金の加入手続をする必要があることがわかったため、B市役所で手続を行った。

役所から受け取った納付書に基づき、保険料を全て納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の20歳到達者の加入手続及び保険料納付の状況から、申立人は、平成8年8月又は9月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において、当該期間に係る国民年金保険料を過年度納付することは可能であったところ、オンライン記録によると、当該期間（6年11月）の前後の期間（同年10月及び同年12月以降7年2月まで）の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が、当該過年度納付を行った時点において時効が近づいていた当該期間の1か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料を納付していることから、保険料の未納が無いよう納付に努めていた事情がうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続を行った上記時点において、当該期間のうち平成5年7月から6年6月又は同年7月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成6年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで
昭和59年度に保険料の免除申請を行い、翌年度以降も毎年免除申請をしていたはずだが、申立期間が未納期間とされていることは納得できないので、申立期間を申請免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分と妻の国民年金保険料の免除及び納付の手続は、自分が行っていた。」と供述しているところ、申立期間の保険料が全て免除されるには、申立人及びその妻について、それぞれ3回の免除申請手続を行うことが必要となるが、行政側においてこれら全ての免除申請に係る記録管理が不備となることは通常考え難く、A市の被保険者名簿においても、申立人及びその妻の申立期間における保険料納付記録は、双方とも未納期間となっている。

また、申立人は、免除申請手続に関する具体的な記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで
昭和59年度に保険料の免除申請を行い、翌年度以降も毎年免除申請をしていたはずだが、申立期間が未納期間とされていることは納得できないので、申立期間を申請免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の免除及び納付の手続は、夫に任せていた。」と供述しているところ、申立期間の保険料が全て免除されるには、申立人及びその夫について、それぞれ3回の免除申請手続を行うことが必要となるが、行政側においてこれら全ての免除申請に係る記録管理が不備となることは通常考え難く、A市の被保険者名簿においても、申立人及びその夫の申立期間における保険料納付記録は、双方とも未納期間となっている。

また、申立人の夫は、免除申請手続に関する具体的な記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年4月まで
申立期間はA市の会社を退職した後、自宅で農業の手伝いをしていた期間であり、父親が毎月自治会の集金の時に自分の国民年金保険料も納めていてくれたはずである。
申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは平成12年4月21日であり、それ以前に申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が明確ではない上、申立人の申立期間の保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。